



## 申10号 乗務員とお客さまの生命を守る水郡線の 安全性向上に関する緊急申し入れ その②

※ 水郡線における設備関係の社員は徒歩による巡回において、どのような事柄を主に管理・確認しているのか。

- ・保線は、レール、道床、枕木、分岐器等
- ・土木は、のり面、土留め、排水、橋梁、トンネル等
- ・信通は、踏切、信号設備(視認性も含め)、無線関係等

※列車巡視・徒歩巡視で用地内を見るのが基本である。用地外についてはあくまでも民間での管理となる。

その際、樹木の進行状況が見受けられれば、地権者へ伐採の依頼を行う。そして、台帳を更新する。

(樹木を確認する事に対して)乗務員からの情報提供などの力を借りる事はあるが、乗務員の確認に頼る事はしない。あくまでの設備関係の社員が巡視等で確認していくことが基本である。

### 【樹木に対するランク付けについて】



※ここで危険木と判断された場合：優先順位を付け、計画的な伐採計画が立てられることになる。

【しかし現状は】

- ① 伐採には「予算・人手」が必要となる。
- ② 伐採したい危険木を切るにも、その周りの近接木も伐採しなければならない。
- ③ 伐採する危険木が大径木の場合、直轄で出来ないため、専門業者の対応となる。
- ④ 更に管理地外であれば、地権者とのやり取りが発生する。
- ⑤ 伐採作業を行う専門業者も鉄道保安に精通していなければならない。



**対象の専門業者は、なんと1社しかない！  
 その専門業者を12支社で取り合いをしている現状！！**

### 【水郡線における会社としての今後の現状は？】

今年度、伐採に対する予算を組み、水郡線に専門業者を入れる予定になっていた。その矢先、8/16、8/21の倒木が発生してしまった。2件の倒木を受け、専門業者を待ってられないと判断し、磐城石川以北の緊急の近接木調査を直轄で行ってきた。磐城石川～磐城守山間で発見した18本の危険木について伐採した方が良くと判断し、すぐ対応出来る小径木の1本については伐採を行った。残り17本の中でも3本については、直ぐに対応しなければならない状況であるが、作業員に危険のリスクがあるため、直轄で対応することが出来ないという判断を行った。専門業者しか対応する事しか出来ないため、その3本については、ロープでテンションをかけ、最悪の事態を想定し、仮に倒木しても鉄道敷地内に倒れる事のない様に対応している。

## 年度内には専門業者による 伐採作業を行うことを確認！

1項終了。次回は2項から